

人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現に向けて 長崎県動物の愛護及び管理に関する条例

令和5年4月1日スタート

○ 多頭飼養の届出が義務化されました(第9条)



飼っている犬と猫が合計で10頭以上となった場合は、お近くの保健所(佐世保市の方は県庁)への届出が必要です。

- ※ 届出用紙はホームページからダウンロードできます(届出は郵送でも可能です)
- ※ 生後90日以内の犬猫は除きます

○ 「飼い主がいない猫」への餌やりがルール化されました(第12条)

①不妊去勢手術を行いましょう

耳のVカットは手術済みのしるしです



※ 対馬市には適用されません

(「対馬市ネコ適正飼養条例」が制定されているため)

②周辺住民の生活環境に配慮しましょう



猫用トイレを置くなど、排せつ物は適正に処理しましょう

○ 動物を適正に飼うために守るべきルールを定めました(第8条)

- ・動物の種類や習性などに適した飼養施設を設けること
- ・飼養施設やその周りを清潔に保つこと
- ・動物の健康管理を行うこと
- ・鳴き声や糞尿、臭いなどで人に迷惑をかけないこと
- ・動物が迷子にならないようにし、動物には飼い主を明示すること
- ・むやみに繁殖して困らないように、不妊・去勢などの措置をとること
- ・最後まで責任をもって飼うこと



詳しくはお近くの保健所(佐世保市の方は県庁)にお問い合わせください

長崎県 動物愛護条例

検索

西彼保健所:095-856-0693 県央保健所:0957-26-3305 県南保健所:0957-62-3288
県北保健所:0950-57-3933 五島保健所:0959-72-3125 上五島保健所:0959-42-1121
壱岐保健所:0920-47-0260 対馬保健所:0920-52-0166
長崎県庁(県民生活環境部生活衛生課):095-895-2364

※ 本条例は長崎市には適用されません
(「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」が制定されているため)